平成２５年７月８日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：フォローアップ監査）

Ⅰ．監査実施の概要

１．監査目的

「国立大学法人東北大学内部監査規程第１８条第２項」に基づく改善状況の調査

２．監査対象部局

経済学研究科・経済学部、理学研究科・理学部、医学系研究科・医学部、薬学研究科・薬学部、工学研究科・工学部、医工学研究科、附属図書館工学分館、農学研究科・農学部、附属図書館農学分館、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、加齢医学研究所、遺伝子実験センター、多元物質科学研究所、病院、附属図書館、附属図書館医学分館、原子分子材料科学高等研究機構、総務部人事課、財務部、法務・コンプライアンス部法務課、総務部環境・安全推進室、教育・学生支援部、情報部情報基盤課、サイバーサイエンスセンター

計　　２６部局

３．監査実施期間

平成２４年１２月１０日～平成２５年２月２１日

４．主な監査手続

過去の内部監査で指摘を行った事項の改善状況に関するヒアリング、資料査閲

Ⅱ．監査結果の要約

1．全般的所見

監査室は、事業年度毎に作成する監査基本計画書に基づき内部監査を実施し、当該内部監査の結果は、内部監査報告書としてとりまとめ、総長に報告するとともに、監査対象部局の長に対して回付することになっている。

また、当該内部監査報告書に改善のための措置等を講じる旨の記載がある場合には、当該措置等を講じるよう通知し、「改善計画(状況)回答書」に基づき業務の改善を行っている。

しかしながら、発見事項及び不適切事項といった「改善計画（状況）回答書」の提出を要請していない比較的軽微な事項について、各事業年度における監査において検証を行ったところ、改善されていない事例が多数見受けられたことから、内部監査の実効性を高めることを目的として、フォローアップ監査を実施することとした。

今回のフォローアップ監査を実施するにあたり、平成２１～２３年度に実施した内部監査における発見事項等に関し、その改善状況を事前に調査した結果、実地において確認を要すると判断される事項が見受けられたことから、調査結果等を踏まえて監査対象部局の選定を行い、実地監査を実施した。

●業務監査にかかる事項

・平成２１年度　雇用と諸手当認定に関する監査（指摘事項１件、発見事項２件、不適切事項６件、本部事務機構等に対する意見１件）
・平成２２年度　勤怠管理に関する監査（発見事項３件、本部事務機構等に対する意見３件）
・平成２３年度　情報セキュリティに関する監査（不適切事項１２件、本部事務機構等に対する要請１件、本部事務機構等に対する意見４件）
・平成２３年度　安全管理に関する監査（指摘事項１件、発見事項１７件、不適切事項６件、本部事務機構等に対する要請１件、本部事務機構等に対する意見５件)）

●会計監査にかかる事項

・平成２１年度　科学研究費補助金の監査（発見事項２件、不適切事項１０件、本部事務機構等に対する意見１件）
・平成２１年度　会計監査（指摘事項１件、発見事項４件、不適切事項３件）
・平成２２年度　科学研究費補助金の監査（発見事項４件、不適切事項２６件）
・平成２２年度　標準会計監査（発見事項５件、不適切事項１８件、本部事務機構等に対する意見１件）
・平成２３年度　競争的資金の監査（指摘事項１件、発見事項３件、不適切事項１０件、本部事務機構等に対する意見２件）

・平成２３年度　標準会計監査（指摘事項１件、発見事項１件、不適切事項８件）

※（）内は、事前調査の結果、フォローアップ監査の対象となった事項の件数

上記内部監査報告書に記載された指摘事項等に関する改善状況を確認したところ、全般的には概ね適正に行われていたが、２．指摘事項①に記載のとおり、一部に改善を要する事項が見受けられたほか、２．指摘事項②に記載のとおり、一部に経過観察を要する事項が見受けられた。

２．指摘事項

① 改善事項　　２０件

（内訳）

（１）勤怠管理等に関する監査

1）准職員等の任用について　　１件

2）勤怠管理業務におけるリスクマネジメントの強化について　　１件

3）部局事務部に対する人事業務に関する指導、助言体制の強化について　　１件

（２）安全管理に関する監査

4）衛生管理者の巡視について　　３件

5）雇い入れ時における安全教育の実施について　　１件

6）化学物質等を取り扱う教職員に対する教育研修について　　４件

7）化学物質等を移動する場合の手続きについて　　３件

8）化学物質等分野別管理責任者について　　１件

（３）科学研究費補助金の監査

9）実績報告書の取り扱いについて　　１件

（４）競争的資金の監査

10）研究費不正使用防止計画の遵守について　　１件

11）　給与的謝金の実在性について　　１件

（５）標準会計監査

12）検査（検収）体制について　　１件

13）契約手続きの取り扱いについて　　１件

NO.	改善事項（概要及び所見）
1)	平成２１年度内部監査（雇用と諸手当認定に関する監査）において、採用者が署名した労働条件通知書の写しを保管していない旨指摘したが、依然として労働条件通知書の写しを保管していなかった。（１部局）

2)	平成２１年度内部監査（雇用と諸手当認定に関する監査）及び平成２２年度内部監査（勤怠管理に関する監査）において、「教職員に関する年次休暇の繰り越しに関する事項」や「休日に勤務した教職員の労働時間の管理に関する事項」など、不適切な取り扱いが行われていた事項について、改善するよう意見した。また、これらの不適切な取り扱いの防止を目的に、部局事務に対するモニタリングを実施し、教職員の勤怠状況を含めた労働環境の把握に努めるよう併せて意見したが、依然として教職員（勤務時間管理システムにより勤怠状況が把握されている事務系職員を除く）の労働環境を適切に把握する手段を確立していなかった。（１部局）
3)	平成２１年度内部監査（雇用と諸手当認定に関する監査）及び平成２２年度内部監査（勤怠管理に関する監査）において、人事異動時の引き継ぎの漏れや部局内における内部統制の不備などにより、規則等に基づかない不適切な事務処理が散見されたことから、部局に対し、従来よりも踏み込んだ指導、助言を行うよう意見したが、依然として部局に対し従来よりも踏み込んだ指導、助言は行われていなかった。（１部局）
4)	平成２３年度内部監査（安全管理に関する監査）において、衛生管理者による週１回以上の巡視を行っていない旨指摘したが、依然として衛生管理者による週１回以上の巡視は行われていなかった。（３部局）
5)	平成２３年度内部監査（安全管理に関する監査）において、教職員を雇用した場合や教職員の従事する業務の内容を変更した場合において、安全衛生に関する必要な教育研修を実施していない旨指摘したが、依然として年度中途採用者等に対する研修会等を実施していなかった。（１部局）
6)	平成２３年度内部監査（安全管理に関する監査）において、化学物質等を取り扱う教職員に対し、必要な教育研修等の機会を年度に１回以上設けていない旨指摘したが、依然として教育研修等の機会を年度に１回以上設けていなかった。（４部局）
7)	平成２３年度内部監査（安全管理に関する監査）において、化学物質等を移動する場合、漏えい防止の観点から「東北大学化学物質等管理規程」に基づき所定の手続きを行う必要があることを、教職員に対し周知していない旨指摘したが、依然として教職員に対し周知していなかった。（３部局）

8)	平成２３年度内部監査（安全管理に関する監査）において、化学物質等分野別管理責任者を選任した場合に行うことになっている、化学物質等全学総括管理責任者に対する報告を行っていない旨指摘したが、依然として報告が行われていなかった。（１部局）
9)	平成２２年度内部監査（科学研究費補助金の監査）において、実績報告書の費目別収支額や研究分担者の収支簿の管理がなされていない旨指摘したが、依然として実績報告書の実支出額と当該課題の収支簿の不整合が見受けられた。（１部局）
10)	平成２３年度内部監査（競争的資金の監査）において、公的研究費の使用にあたり研究者による提出が義務付けられている「確認書」の徴取漏れがある旨指摘したが、依然として徴取していない課題が見受けられた。（１部局）
11)	平成２３年度内部監査（競争的資金の監査）において、監督の実在性を確認することなく給与的謝金が支払われている旨指摘したが、依然として監督者が年休により不在であった日であるにも関わらず、学生の出勤表に監督者印が押印されている事例が見受けられた。（１部局）
12)	平成２３年度内部監査（標準会計監査）において、実際には他キャンパスで検収しているが、当該事務室員を検査職員として指定しておらず、会計係において検査の記録を行ったものとして処理していることを指摘したが、依然として検査職員の指定は行われておらず、会計係では他キャンパスの事務室で検収を行ったものとして、書面のみで「検査の記録」を行っており、検査（検収）業務が形骸化していた。（１部局）
13)	平成２３年度内部監査（標準会計監査）において、支出契約決議については、発注（契約）の前に決裁を受ける必要がある旨指摘したが、依然として発注後に支出契約決議書を作成していた。（１部局）

② 経過観察事項　　２３件

（内訳）

（１）勤怠管理に関する監査

1) 休日の振替について　　３件

2）子育て支援に関する体制の充実について　　１件

（２）安全管理に関する監査

3）安全衛生委員会の議事録等の周知について　　１件

4）消防設備等の表示について　　１件

5）安全衛生担当者向け業務マニュアルの整備等について　１件
6）安全衛生管理指針の活用並びに内容の見直しについて　１件
7）本部事務機構による安全衛生管理の強化について　１件

（３）情報セキュリティに関する監査

8）事務担当者に対する個人情報保護マニュアルの作成について　１件
9）教職員に対する個人情報保護マニュアルの作成について　１件
10）個人情報保護事務に関する自己点検について　１件

（４）標準会計監査等

11）応募時及び交付内定・決定の取扱いについて　２件
12）立替払の取り扱いについて　２件
13）研究活動における不正行為及び研究費の不正行為にかかる体制整備の周知について　１件
14）給与的謝金の取り扱いについて　２件
15）旅費の取り扱いについて　２件
16）旅行報告書の記載について　１件
17）旅費の調整について　１件

Ⅲ．改善要求等

１．指摘事項に対する改善要求

Ⅱ．監査結果の要約　２.指摘事項①改善事項については、該当する部局に対して、具体的な「改善計画（状況）回答書」の提出を要請する。

また、２.指摘事項②経過観察事項については、引き続き再発防止に向けた取り組みを要請する。なお、前回の監査区分が発見事項もしくは不適切事項であったため、「改善計画（状況）回答書」を提出していない場合又は既に提出済みの「改善計画（状況）回答書」に変更があった場合は、速やかに「改善計画（状況）回答書」の提出をするよう要請する。

２．本部事務機構に対する意見

特になし